

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年6月24日（水）午後1時30分から午後3時40分までの間

第2 出席者 刈谷委員（司会）、前田委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

委員から、「高知県の農業経営者を支援する会議の中において、高知の食についての話があった。日本人観光客の評価で地元ならではのおいしい食べ物があった都道府県は高知県が1位、地元のホスピタリティを感じた都道府県は高知県が3位、クルーズ船で高知新港に寄港した外国人観光客の評価で、大変満足・満足、普通、不満・大変不満の三分類でアンケートしてたところ、食べ物については95パーセントが大変満足・満足ということで、ほぼ100パーセントが満足しているとの回答であった。鰹の年間消費量、年間購入額は高知市が断トツ1位ということで高知が鰹を愛し食しているということがわかる。ほかに、ミョウガ、ショウガ、シシトウ、ニラ、ナス、文旦、ゆずは生産シェア1位ということで、高知の食のポテンシャルが非常に高いことがわかる。それに合わせて高知県は人の良さ、自然の良さがあり、高知県には非常に大きな資源があるということがわかったので参考までに話をさせていただいた。」旨の説示があった。

2 審議事項

(1) 警察職員の援助要求について

警備部から、他県公安委員会からの警察職員の援助要求について説明があった。

委員から、「暑い時期となり当直勤務も伴うので、健康に留意し無事に帰県していただくようお願いする。」旨の発言があった。

別の委員から、「しっかりと任務を果たしていただくようお願いする。また、現

地までは長距離移動となるので交通事故防止に留意していただくようお願いする。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、警察本部から、「陸路による移動となるので交通事故に留意すること、暑さが増す時期であるので健康管理に留意することなどについて指示を行う。」旨の説明があった。

審議の結果、原案のとおり決定した。

3 報告事項

(1) 令和8年5月の苦情取扱状況について（資料1）

警務部から、令和8年5月の苦情取扱状況について説明があった。

委員から、「苦情というのは、数は関係なく内容が大事だと思う。業務改善の契機となった苦情については大事なことばかりで、反省教訓については該当した職員だけではなく、全職員で共有していただきたい。警察の仕事は、現場で県民から厳しい声を掛けられることが多いが、現場で県民に納得していただける対応をとる必要がある。業務改善の契機となった苦情を生きた教材として県警察に浸透させていただくようお願いする。」旨の発言があり、警察本部から、「ご指摘いただいたとおり、苦情は良い教材となるので、共有財産として活用してまいる。」旨の説明があった。

別の委員から、「適切に苦情対応したことで、逆に感謝された事例の話があった。感謝されたときに、その警察職員がどう思ったのかが大事で、そのときの気持ちを共有していただきたい。感謝されたことで自信にも繋がっていると思うので、ほかの職員に伝播するようワークショップなどを取り入れながら共有していただくようお願いする。苦情は初動対応が重要で、その対応は相手側の気持ちになって考えていただきたい。」旨の発言があった。

(2) こうち被害者支援センター令和7年度事業報告及び決算報告について（資料2）

警務部から、こうち被害者支援センター令和7年度事業報告及び決算報告について説明があった。

委員から、「こうち被害者支援センターは、財政的、体制的に問題があったところ、本年4月に組織改定があり改善に向けて動き出しを始めているということで、

様子を見ているところである。公安委員として支援できることがあれば、労を惜しまずやっていきたいと思っているのでよろしくお願いします。」旨の発言があった。

別の委員から、「令和8年度から改善方向に動き始めたということで、今回報告いただいた令和7年度の数字には表れていないが、次年度の報告で数字的に改善していることを期待している。また、この事業について県民への周知が行き届いていないのではないかと思います。裁判所への付き添い、社会復帰に向けた支援など、センターの役割は大きく、県民に周知する仕組みづくりが必要だと思う。活動が理解されることによって、定期的に寄付金をいただけるような仕組みに繋がると思う。」旨の発言があり、警察本部から、「ご指摘のとおり、そもそも周知広報が足りていないというところがあり、犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」を活用した周知広報に努めているところである。これまでの活動で、なかなか周知されないということは実感しているところで、周知には相当エネルギーを持って取り組まないといけないと思っている。被害者支援の重要性について社会に根付けば、センターの必要性について企業等の理解も得られると承知しているので、まず犯罪被害者に寄り添うことについて、県民運動、国民運動になるよう取り組んでまいらる。」旨の説明があった。

第4 個別決裁

1 審査請求に係る弁明書の送付及び反論書等の提出について

交通部から、運転免許取消処分に係る審査請求に伴う弁明書の送付及び反論書等の提出について説明があり、いずれも原案のとおり決定した。

2 警察職員の援助要求について（審議済み案件の事後決裁）

警備部から、他県公安委員会からの警察職員の援助要求について説明があり、原案のとおり決定した。

3 猟銃安全指導委員の委嘱について

生活安全部から、猟銃安全指導委員の委嘱について説明があり、了承した。

4 こうち被害者支援センター令和7年度事業報告及び決算報告について

警務部から、こうち被害者支援センター令和7年度事業報告及び決算報告について説明があり、了承した。

5 決定文の受領について

公安委員会事務室から、高知地方裁判所から発せられた付審判請求棄却に係る決定文の受領について報告があり、了承した。

6 公安委員会に対する意見・要望の調査について

公安委員会事務室から、公安委員会に対する意見・要望の受理について説明があり、受理し、調査することを決定した。

第5 個別報告

1 監察案件について

警務部から、監察案件について説明があり、了承した。

第6 意見の聴取及び聴聞

運転免許センターから、運転免許の行政処分に係る意見の聴取等の結果について報告があり、審議の結果、14件（飲酒2件、無免許2件、危険運転3件、事故3件、その他4件）の行政処分を決定した。